

別表十二(十)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	法人名	円		
1	平	新関西国際空港株式会社に対し 空港用地を貸し付けた日	翌期首関西国際空港用地 整備準備金の金額	16
2		当期積立額	均等益金算入額	17
3		(2)のうち損金経理 による積立額	基準事業年度終了の日 における関西国際空港 用地整備準備金の金額	18
4		(2)のうち剰余金の 処分による積立額	均等益金算入額 (17) × —	19
5		空港用地額 平成24年7月1日を含む 事業年度開始の時に おける空港用地の帳簿 価額	同上以外の場合による 益金算入額	20
6		取得の 計価額 $(5) \times \frac{1}{10}$	計 (18) + (19)	21
7		所得 指定会社所得金額 (別表四「45の①」)	当期積立額のうち損金 算入額 (15)	22
8		基準 新関西会社所得金額	期末関西国際空港用地 整備準備金の金額 (16) - (20) + (21)	23
9		額 新関西会社欠損金額	貸借 対照表に計上されて いる関西国際空港用地 整備準備金	24
10		の 計 $((7) + (8))$ 又は $((7) - (9)) \times \frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)	差引 (23) - (22)	25
11		算 所得基準額 (7) - (10)	の取崩不足額 (23) - 前期の(23))	26
12			度超過額 (14)	27
13			当期に生じた差額の 合計額 (25) + (26)	28
14		務算 積立限度額 (6)、(11)と(13)の うち少ない金額	前期以前分 前期末における 差額 (前期の(24))	
15		当期積立額のうち 損金算入額 (2)と(14)のうち 少ない金額		

別表十二(十) 令八・四・一以後終了事業年度分

「15」欄

関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の7第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00421」
- ③ 「適用額」欄：「15」欄の金額